

○ 長期代船建造計画策定要領（平成30年3月30日付け29水推第1221号水産庁長官通知）一部改正新旧対照

表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(削る。)	<p><u>第6 株式会社日本政策金融公庫による漁業経営改善資金の特例措置</u></p> <p><u>1 長期代船建造計画（第2期）の作成及び実施を推進するため、株式会社日本政策金融公庫による漁業経営改善資金の特例措置により、漁業者の資金調達を支援することとし、当該特例措置を受けるために必要となる確認書の発給については、特例措置を受けようとする漁業者は、別記様式第4号により、長期代船建造計画（第2期）を策定した漁業者団体を経由して、水産庁に確認書の発給申請を行うものとする。</u></p> <p><u>2 水産庁は、提出された発給申請について、次に掲げる要件のすべてを満たすと認めたときには、確認書を発給するものとする。</u></p> <p><u>（1）これまでの漁業構造改革総合対策事業の成果を踏まえた多目的漁船や省エネ型漁船等の次世代型漁船の建造であること。</u></p> <p><u>（2）第3による確認を受けた長期代船建造計画（第2期）に基づく建造であること。</u></p>
(削る。)	<p><u>【別記様式第4号】</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;"><u>水産庁長官 殿</u></p>

(漁業者)
代表者の役職及び氏名

〇〇〇〇漁業長期代船建造計画（第2期）に基づく次世代型漁船建造の確認書の発給申請について

長期待船建造計画策定要領（平成30年3月30日付け29水推第1221号水産庁長官通知）第6の1の規定に基づき、下記のとおり、確認書の発給を申請する。

なお、漁船建造後は、貴庁の求めに応じ省エネ効果の検証等について情報提供するものとする。

記

1 長期待船建造計画（第2期）の該当の有無

※ 水産庁長官の確認を受けた長期待船建造計画（第2期）に基づく代船建造である旨を説明すること。

2 被代船の情報

※ 船名、所有者、竣工年月日、建造価格、漁業種類（漁船原簿写し、漁業許可を有する場合は許可証写しを添付）

3 新船建造の予定

- (1) 融資借り入れ年月日（予定）
- (2) 建造許可申請年月日（予定）

(3) 竣工年月日（予定）

4 次世代型漁船への該当性

- ※ これまでの漁業構造改革総合対策事業等の成果を踏まえた新船建造となっており、多目的漁船や省エネ型漁船等の次世代型漁船の建造であることを説明すること。
- ※ 以上のほか、必要な参考資料、データ等を添付すること。
- ※ 中古船取得の場合は該当箇所のみを記載すること。

附 則（令和7年3月31日付け6水推第1630号）

この通知は、令和7年4月1日から施行する。